



2016 年度事業報告書

2016 年 4 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 ADRA Japan

1 総論

2016 年度は組織内の整備とともに、実施事業を増やすことは最低限にとどめ、事業実施における質の向上を考えた事業部内の整備に注力した。

開発支援事業においては、スペイン語ができるスタッフ及び活動資金が確保できなかった南米とケニアでの事業継続を断念した。緊急支援事業は紛争被災者支援の規模が拡大している。難民が多く出ている国の上位 5 か国のうち、3 か国において国内もしくは難民を対象に活動している。紛争地の場合、安全上の理由から日本人スタッフが入ることができない事業地があり、現地 ADRA 支部との連携が重要になっている。

助成金が収入割合の 9 割を占めており、助成金頼みの事業運営であることは否めない。助成金に計上できる費目は限られており、助成金だけでは事業運営をすることはできない。安定した責任ある事業運営をおこなうためにも、寄付金の獲得が課題の 1 つとして挙げられる。

2 組織運営

1) 会議体の開催

ADRA Japan の組織運営のために以下の会議を開催した。

(1) 総会

2016 年 6 月 19 日に開催した。

(2) 理事会

6 月、9 月、12 月、3 月に 4 回、定例理事会を開催した。

(3) その他

運営管理委員会を 24 回開催し、出張承認、スタッフ派遣承認等、日々の活動に必要な事柄への対応をおこなった。

また 12 月 26 日 (月) ~ 28 日 (水) にかけて全体会議をおこなった。海外駐在のスタッフも全員帰国し、26 日は事務所において事業報告会、27 日と 28 日は三浦海岸にある宿泊施設に会議室を借り、BCP 訓練、セキュリティ研修、部門間の相互理解をはかるグループワーク等をおこなった。

2) 関連団体との協力

ADRA Japan は現地での人道支援活動を円滑におこなうため、日本国内における関連ネットワークに所属し、情報交換等をおこなっている。

現在参加している主な関連団体は以下の通りである。

- ・ 特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム (JPF)
- ・ 日本 UNHCR-NGOs 評議会 (J-FUN : Japan Forum for UNHCR and NGOs)
- ・ 特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター (JANIC)
- ・ 教育協力 NGO ネットワーク (JNNE)
- ・ 地球規模問題イニシアティブ及び沖縄感染症対策イニシアティブに関する外務省 /NGO 懇談会 (GII/IDI 懇談会)
- ・ SDGs 市民社会ネットワーク (SDGs Japan)
- ・ 日本安全管理イニシアティブ (JaNNIS)
- ・ 東海地震等に備えた災害ボランティアネットワーク委員会
- ・ 震災がつなぐ全国ネットワーク
- ・ 東京災害ボランティアネットワーク 他

3) 広報・資金調達

(1) 運営費

運営費の主な財源は正・賛助会費、ADRA フレンド、一般寄付金、プロジェクト指定寄付金からの繰入金（プロジェクト指定寄付金の上限 20%）、外務省及びジャパン・プラットフォームの助成金の一般管理費であり、これらの資金によって運営費が賄われた。組織の安定的な運営のためには、ADRA フレンドなどの継続的支援者を増やす必要がある。過去、数年会員数の減少が問題となっていたが、現在は継続支援である ADRA フレンドの増加数が上回っている。ADRA Japan は多くの支援者からの寄付によって運営されているが、安定した事業展開をしていくためには定期的かつ継続的に支援して下さる支援者をより多く確保していくことが課題である。

<会員及び ADRA フレンド>

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
正会員 個人会員	125 人	123 人	106 人	99 人	89 人
団体会員	3 団体	3 団体	3 団体	3 団体	3 団体
賛助会員学生会員	9 人	10 人	6 人	6 人	7 人
個人会員	285 人	253 人	207 人	204 人	185 人
団体会員	27 団体	26 団体	22 団体	24 団体	23 団体
ADRA フレンド	31 人	38 人	68 人	117 人	247 人

(2) マーケティング部

マーケティング部では、中期計画に基づき、組織の安定性を確保できる収入

構造を目指し、「新規」「一般寄付」「継続」の寄付者を増やすことを目標として、広報・FR・支援者対応の戦略に基づき各種取り組みをおこなった。ADRA フレンド増加のための施策や、熊本地震など緊急支援のための寄付金獲得施策に取り組み、成果を得た。また、イベント開催に力を入れ、映画上映やゲストのスピーチなど合計 5 回を開催、293 人の参加者を集めた。

IT 活用の面においては、Google 社にリスティング広告 (Google AdGrants) の運用実績が認められ、日本で 2 団体目の GrantsPro としての認定を得て毎月 400 万円相当の広告枠を獲得し、ADRA Japan のオンライン広告を約 1,515 万回表示させることができた。また、クラウド型の営業支援・顧客管理ソフトである「Salesforce (セールス・フォース)」を導入し、発送作業などでの活用を開始した。

広報物としては、ADRA News を年 4 回発行、各回約 1 万部を配布した。また、毎月 1 回のメールマガジンの発行 (読者数 3,142 人、前年比 272 人増) などの IT を活用した幅広い広報活動を展開した。

また、外務省が日本の国際協力 NGO の組織強化と目的としておこなう研修プログラムに、マーケティング部のスタッフが応募し助成金を得た。これにより「米国での効果的なマーケティング・ファンドレイジング施策を学ぶ」という研修テーマのもと、ADRA International のマーケティング部門に 3 か月間研修に行き、多くの学びを得ることができた。今後、ADRA Japan のマーケティングの施策に生かしていく予定である。

4) 内部体制の整備

(1) 人事評価システム運用開始

2015 年度に構築した人事評価システムの運用に着手した。運用する中で見出された課題については、今後改善しながら運用していく。

(2) 組織図の見直し

2011 年以来マネージャー職が空席となっていたが、任命するためのプロセスを決め、マネージャーを任命した。それに伴い、運営管理委員会の内規の改訂をおこない、また人事部設置の検討も開始した。

5) 認定特定非営利活動法人制度 (認定 NPO 法人)

2015 年度内に全ての手続きを終え、2016 年 4 月 18 日付けで東京都より認定 NPO 法人に認定された。これにより寄付者が税制上の優遇措置を受けることができるようになったため、領収書の整備等をおこなった。

6) 事業継続計画 (BCP)

災害大国といわれる日本だが、特に首都圏直下型、東海、南海の発生確率は今後 30 年以内に 70%と高い数値がでている。ADRA Japan として事業継続計画を策定していたが、それをより現実的なものとするため、11 月から 1 月にかけて 3 回にわたり BCP 訓練をおこなった。この訓練を受けて、BCP の改訂に着手した。

7) 南スーダン事業現地人件費について

南スーダンでは 20 年以上続いていた紛争が 2005 年の南北和平合意をもって収束し、ADRA Japan は 2006 年より 2013 年 12 月 15 日まで日本人スタッフを派遣、ADRA 南スーダン支部（当初は ADRA スーダン支部スーダン南部オペレーション）と協働し、帰還民支援をおこなってきた。ADRA Japan は首都ジュバに日本人プロジェクト・マネージャー、事業地ナシールに南スーダン人プロジェクト・コーディネーター、事業地パガックに日本人プロジェクト・コーディネーターを置き、多数の現地スタッフを雇用し、事業を実施。資金管理はジュバでおこない、日本人プロジェクト・マネージャーが確認し、計上処理をおこなっていた。その中で、ジュバにいる ADRA 南スーダン支部の一部のスタッフの人件費の添付資料が足りず、助成金に計上できないという事態が生じた。このため、ADRA 南スーダン支部にも負担を求め、協議を続けていたが、2013 年 12 月 15 日に内戦が勃発し、ADRA 南スーダン支部のスタッフ全員が避難。しばらく事務所が閉鎖したが、現在は新しい指導体制の下で立て直しを図っているところである。以上の状況を踏まえ、ADRA Japan としてはこれ以上協議を継続することは困難であると判断し、助成金に計上できなかった人件費 86,099.21 ドルを寄付金にてまかなうこととした。

3 事業の成果と課題

中期計画に基づき中期方針を定め、具体的な活動を実施した。特に「事業の質の向上」は毎年課題として挙がっており、実施項目を具体的に活動をおこなった。

1) 中期方針の策定

ADRA Japan は事業実施において、中期計画に基づき以下の中期方針を定め、それらを進めるために、「案件審査会」「事業運営」「事業評価」「勉強会」の 4 つのタスクフォースを立ち上げた。

(1) 事業の質の向上

ADRA Japan の中期計画に謳われているように、更なる「事業の質の向上」を図り、裨益者とともにより良い変化を生み出していく。そのために、以下の 3 点に関して必要な施策を行ない、強化する。

- ・事業運営能力の強化
- ・事業の Output（短期的な成果）、Outcome（長期的な成果）の向上
- ・関係団体（ADRA ネットワーク及びその他のネットワーク）との連携の強化

(2) 啓発の強化

日本社会に対して海外支援に関する啓発を積極的に行い、海外支援の基盤を強化する。

(3) 人材育成の強化

ADRA Japan の海外支援活動及び海外支援活動業界全体を担う人材の育成を行ない、ADRA Japan 及び海外支援活動業界の人材の層を厚くする。

2) 中期方針の 2016 年度の達成

(1) 事業の質の向上

①海外事業中期方針の策定

各事業が中心となって 2017 年度の「国別及び国・事象別方針」を準備し、海外事業課として確認し、各事業の 2017 年度の事業計画の土台とした。

②四半期に 1 回の全事業レビュー・ミーティングの導入

海外事業課の月例ミーティングのほか、勉強会やワークショップ、特別事項に関する会議、各事業及び所属ネットワークの月次報告をおこなった

③緊急救援（短期）体制の整備

緊急救援担当スタッフを決め、緊急救援事業の意思決定プロセス及び緊急救援事業の出動基準を整備した。緊急救援（短期）事業における重点国（フィリピン、タイ、ネパール）を選定し、関係強化のため重点国支部のマネージメント層に説明を行なった。

④申請案件の質の強化

案件審査会タスクフォースを設置し、案件内容や助成金への申請書を事前にチェックする体制を整えた。

⑤申請案件がよりスムーズに採択されるための体制づくり

案件審査会タスクフォースにおいて、ADRA 内案件審査会をおこない、担当者が案件採択に向けて十分に準備できる体制を整えた。

⑥事業のモニタリング体制の整理、強化

事業評価タスクフォースを設置し、その中で月報を改定、各事業の事業運営及び事業の成果の確認がおこなわれるようにした。勉強会タスクフォースと連携し、3 回シリーズで「事業評価及びモニタリング勉強会」をおこなっている。

⑦事業評価のための制度整備及び運用

事業評価タスクフォースを設置し、事業評価体制の整備を始めた。毎月、3～4 の事業を選び、事業運営及び事業の成果の確認をおこなっている。

⑧事業の運営能力の強化

事業運営タスクフォースを設置し、事業運営強化に向けて取り組みを始めた。事業会計ガイドライン、担当別業務ガイドラインを作成した。

⑨ナレッジ・マネージメントの強化

勉強会タスクフォースを設置し、ナレッジ・マネージメントの強化に向けて取り組みを始めた。

⑩関係団体との連携の強化

加盟ネットワークの担当者の整理をおこない、月例ミーティングで加盟ネットワークの動向について共有する体制を整えた。

(2) 啓発の強化

アフリカ事業が連携しての啓発ワークショップの開催や国際協力イベント「グローバルフェスタ」に出展、また事業部スタッフによる報告会をおこなった。

(3) 人材育成の強化

新規スタッフにメンターをつけて育成を図った。

外務省が主催する NGO インターン・プログラムを通してインターンを受け入れ、今後 ADRA Japan のスタッフとなることを視野に育成をおこなった。

2) 開発途上国における支援の必要な人々への開発支援事業

助成金獲得ができず実施を断念した事業や、助成金獲得に時間がかかった事業があるなど、決して順調とはいえない事業実施となった。

(1) ネパール：形成外科医療チーム派遣事業（PSPN）

1995 年から始めた口唇口蓋裂医療チーム派遣事業（略称：CLPP）は 2015 年度で 20 回目を迎え、2016 年度からは形成外科医療チーム派遣事業（略称：PSPN）と事業名を変え、近年増えている口唇口蓋裂以外の形成手術も事業目的に含めて再出発をした。事業運営に関しては、日本人医療者からネパール人医療者中心に実施することを考え、日本人医療チーム編成を少人数にし、派遣期間も 11 月 25 日から 12 月 3 日の 9 日間に短縮し、口唇裂や口蓋裂の患者さんを中心に 30 人の手術をおこなった。2015 年度までは日本人医療者が中心だったため、日本語でのコミュニケーションが多かったが、今回からはネパール人看護師を中心に英語でのコミュニケーションを心がけた。

(2) ネパール：子どもたちへの生活・学資支援事業（スポンサーシップ）

これまでスポンサーと支援を受ける子どもとの「1対1」の支援の形をとってきたが、スポンサー側の都合により支援を受けていた子どもの学業継続ができなくなるなどの問題があった。安定した支援をおこなうためにも、複数対複数の形に移行することを検討。支援をしてくださっているスポンサーの方々に説明文書を送り、スポンサーシップ・プログラムの立て直しを図った。ADRA Japan としては ADRA Nepal と 100 人の学資支援をすると決めているが、責任をもって支援できるように引き続き体制を整えていく。

(3) ミャンマー：教育支援事業

JPF の助成によるミャンマー・カレン州における事業が、2016 年 6 月に終了した。ミャンマー・カレン州では紛争の影響で電気や医療、教育といった基礎的な社会インフラが整備されておらず、学校備品や教育必需品も充分に行き渡っていない。また、一般的に暗記型の教育が多く、児童の集中が続きにくい学習内容となっている。さらに、教授法やクラスマネジメントスキルなど、教員が十分にスキルを身に付けていない。

そのため、安全で持続的な教育環境の整備を目指し、JPF 事業に引き続き、公益財団法人イオンワンパーセントクラブからの助成により、カレン州及びヤンゴン管区において教育支援事業を実施した。カレン州ラインブエタウンシップとヤンゴン管区にある計 7 校の小学校において、学校校舎とトイレ・井戸の建設、学校設備（机、椅子、黒板等）の設置、教師・児童へ教育必需品（文房具等）の配付を行ない、児童が安全に集中して学習できる環境を整えた。また、学校運営委員会（SMC）の能力強化研修によりその運営が改善され、定期的な会合と記録付け、教師との連携、トイレ・井戸の清掃等の維持管理など具体的な運営計画を立て実践することが期待されており、これについては事業終了後のモニタリングで確認する。

（4）ジンバブエ：水衛生・教育環境改善事業

2015 年まで 3 年計画にて、水衛生及び教育支援事業をおこなってきたが、事業地のゴクウェ・ノース地区では、小・中学校の多くが校舎やトイレなどの必要なインフラを整備できていない状況である。子どもたちの多くが屋外や藁でできた簡素な教室で学習することを余儀なくされ、授業が天候に左右されやすいため授業がシラバス通り進まず、また、教員らも過酷な環境下での生活を強いられているため離職率が高く、教員資格を持った正規教員の確保が難しくなっている。加えて、学校は教員と保護者からなる学校開発委員会と呼ばれる組織によって運営されているが、多くの課題を解決し学校を発展させていくためには学校運営能力を高めていく必要がある。さらに、家庭の事情や教育の重要性が十分に理解されていない等の理由から、小学校に通えていない子どもも多く、彼ら／彼女らが学習スキルや生活していくための生計スキルを身に付ける機会が必要となっている。このような状況を受け、引き続き、日本 NGO 連携無償資金協力の助成金を得るため、案件申請をおこなった。2017 年 2 月に案件申請は承認され、2017 年 3 月から事業を開始した。

（5）パラグアイ：地域保健改善事業

日本 NGO 連携無償資金協力の助成金を得て、2015 年 3 月から 1 年計画で実施していた本事業では、行政手続きの遅れに加え雨期の影響を受けて診療所の建設が遅れていたが、2016 年 6 月に完成させることができた。本事業を通し、保健推進員が地域住民への健康啓発活動のノウハウを学んだことによって、これまで地域住民への健康啓発活動が不定期に（1 か月に 1 回程度）行なわれていたのが定期的に（1 週間に 1 回、または 2 週間毎）行なわれるようになった。また活動の回数が増えるにつれて住民の参加人数も増加し、体重を減量できた人や、高血圧、糖尿病の症状が安定するようになった人、精神的に落ち着いた状態で出産を迎えることができた人などが見られるようになった。また、診療所の建設後に洪水が発生したが診療所には被害がなく、衛生的な環境で住民に医療サービスを提供し続けることができた。今後も、定期的な健康啓発活動を通して、地域住民の健康状態がさらに改善されることが期待される。

2) 国内外の自然災害、飢餓及び戦争等による被災民や難民等への緊急支援事業、復興支援及び防災・減災事業

(1) アフガニスタン：教育環境整備支援事業

JPF の助成によるアフガニスタンにおける事業は、2016 年 1 月に一旦終了したが、1 年延長となり、引き続きパーミヤン州において教育環境整備支援事業を実施した。パーミヤン州は政府や援助機関からの支援が届きにくい地域であり、学校ではテントや屋外にて授業を実施しているところが多いため、生徒が安心して教育を受けることができる環境ではない。加えて、パーミヤン州は教員資格を取得できる程度の学歴を持つ教師の割合が最も少ない州の一つであり、教師は教科の知識や教授法の技術を十分に持っていない。また、多くの学校の生徒や地域住民は衛生知識にも乏しく、衛生的な環境が整っていない中で生活しているため、病気や感染症にかかる確率も高くなっている。本事業では、テントや青空教室で授業を実施していた 2 つの地域の学校 2 校で校舎を建設し、教育備品（机や椅子）の提供を行なった。加えて、校舎やトイレ、給水設備、ゴミ収集所、外周壁、校庭の建設も行なった。また、清潔で安全な水へのアクセスがなく、井戸やトイレの使い方、手洗いや衛生に関する正しい知識を持たない人（児童・生徒 300 人、教師 30 人、保護者 40 人の他、コミュニティ住民約 2000 人を対象とした研修をおこない、伝染病の予防法や災害対策などに関する新たな知識を提供した。各校周辺のコミュニティが新たな知識を身に付けることによって、災害などから復興する力（レジリアンス）が強化された。また、教師の資格要件を満たしていない教師 30 人が教員研修に参加し、学科知識や教授法、災害時の対応と防災について学んだ。これまで、給水施設やトイレの設備がない男子校の古い校舎の一部や屋外の青空教室でしか授業ができなかった女子生徒たちは、高学年である 7 年生以上になると保護者から学校に行くことを禁じられることが多かった。また、校舎は古くて今にも崩れる危機があったため、生徒たちは室内ではなくテントや青空教室で勉強していた。本事業で女子校と男子校を各 1 校建設したことにより、生徒は天候の影響を受けずに集中して授業を受けられるようになった。特に女子校ができたことにより女子生徒は学校に通い易くなった。また、教師は教科の知識を深め、教授法に関する新たな技術を身に付けたことによって、教壇に立つ自信がついたと話している。衛生教育を受けた住民は生活環境が改善され、子どもは身なりを整えて通学している。今後、子どもたちが継続して通学し、就学率が上がることを期待している。事業実施の副次的効果として、ADRA Afghanistan スタッフが防災・減災能力強化研修に参加したことにより、アフガニスタンの国家災害管理省との MOU 締結や他 NGO とのネットワークという広がり生まれ、同支部が取り組むコミュニティ・レジリアンス・プログラムの強化につながったことを挙げておきたい。

(2) エチオピア：南スーダン内戦による難民支援

南スーダン国内の紛争は終結する兆しは無く、各地で戦闘が続いており、2016 年 9 月以降新たに 8 万人が国内情勢の悪化及び食糧不足を主な理由とし、国境を接するエチオ

ピアのガンベラ州に避難。2017年2月時点で難民の総数は33万人を超えている。各難民キャンプでは避難生活の長期化が予想されており、水衛生分野においては難民受け入れを目的とした緊急・公共トイレの設置から長期的な滞在に適した世帯別トイレへの移行が国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）より求められている。また、衛生環境を整え、感染症の発生と蔓延を防ぐためには難民500人に対し1人の衛生啓発員を配置することが望まれている。しかしながら、対象の難民キャンプでは世帯別トイレの普及率は低く、また衛生啓発員の数も足りていない。本事業では、ゴミの散乱や野外排泄が多くみられたテレキディ難民キャンプにおいて、世帯別トイレを2,332棟設置。延べ11万2,480人の南スーダン難民に対し、公衆衛生に関する啓発活動を実施した。また、2016年9月以降急増した新規難民に対し、早急に衛生環境を整える必要があり、テレキディ難民キャンプ、ニュニエル難民キャンプ及びパガック難民流入地点において493基の緊急・公共トイレの設置と延べ41,857人への衛生啓発活動を実施した。これまで難民キャンプでは世帯別トイレと衛生啓発員が不足していたために、野外排泄が多く見受けられたが本事業により、トイレを使用する難民が増えたことで野外排泄が減少し、水衛生環境が改善した。また、急増した難民を受け入れるだけのトイレが不足していたが、緊急・公共トイレの設置と衛生啓発活動により、新規の難民に対し、水衛生環境を整えることができた。

(3) レバノン等：シリア難民・避難民支援事業

レバノンに避難しているシリア難民の学齢期の子どもおよそ25万人が、未だに学校に通うことができていないと言われている。レバノン政府は子ども達を公立学校に受け入れることを進めているが、教育を受けていなかった複数年に渡る空白期間やシリアとレバノンのカリキュラムの違いが子ども達の学校での学習を困難にしている。また、難民が置かれている厳しい社会経済状況が、子ども達を教育機会から遠ざけてしまっている。本事業では、以下の活動を実施した。

- ・学校に通えていないシリア難民及びイラク難民の子ども252人に教育機会を提供
- ・健康な心理社会的発達を促すレクリエーション活動を実施し、506人の子どもが参加
- ・学習の困難を抱える公立学校に通う難民の子ども141人に学習支援を提供
- ・子どもの教育に関する情報を得られていない673世帯に啓発活動を実施
- ・534人の保護者に育児や教育に関する悩みやストレスを共有できる場を提供
- ・経済基盤の脆弱な家庭504世帯に越冬支援を実施

レバノン政府のカリキュラムをもとにしたノンフォーマル教育プログラムを実施することで、学校に通えていなかった子どもたちが教育を受けることができるようになり、プログラム終了後もレバノンの公立学校へ移り、学習を継続できている。また、公立学校に入学した子どもに対する学習支援や保護者に対する教育の啓発活動を行なうことで、子ども達が直面している学校での学習の困難さ、及び学校や子どもの教育に対する保護者の不安を軽減することができている。

(4) ネパール：地震被災者支援事業

カブレ郡は 2015 年 4 月に発生した地震及び断続的な余震により甚大な被害を受けた 14 郡のうちの 1 つであり、郡内の 95 の医療施設のうち 36 が全壊、50 が一部損壊した。事業地のヘルスポストでも再建が必要な状態となったため、4 村においてヘルスポストを再建し、必要な医療資機材を提供した。ネパール政府の政治的混乱の影響を受けて事業開始が大幅に遅れたが、地震後の倒壊により使用不可となったヘルスポストを再建し、事業対象村の住民が資機材の備わった保健医療設備にアクセスできるようになった。また、保健医療施設管理委員会への研修及びフォローアップをおこない、研修以前には機能を果たしていなかった委員会が定期的な会合を持つようになったり、積極的に各施設における課題に対する解決策を委員会で考え、実行するようになった。加えて、事業前には建物及び施設の不備を理由に郡保健事務所から保健医療スタッフの配置が難しい状況があったが、事業後は以前より多くのスタッフが配置された。

(5) イエメン：国内避難民支援事業

2015 年 3 月末より内戦が激化し、多数の国内避難民が発生した。更に、内戦の長期化により、国内の政治経済が機能不全に陥り、人道的危機が深刻化している。ADRA は内戦により人道的危機に陥ったイエメンの国内避難民と脆弱な住民に対して食糧、栄養、衛生及び給水の支援を行ない、健全で尊厳ある生活の回復に寄与することを目的に、JPF の助成金を得て、国内避難民支援をおこなっている。2016 年度は、9,900 世帯に食糧、2,000 人の栄養不良乳幼児に対して家庭用栄養補助食材、約 2,900 世帯に対して衛生キットを配付した。更に 3,600 世帯に対して給水支援を行なった。

(6) モンゴル：寒雪害被災者支援事業

モンゴル打破 2015 年の夏の降雨量が少なく、家畜のエサとなる牧草や小麦の生育状況が悪かった。同年の冬は気温がマイナス 50 度を下回り、降雪量も多くなり、ゾド（寒雪害）がモンゴル全土に広がった。これにより、特に経営規模の小さな牧畜業従事世帯が家畜を失うなどの被害にあった。ADRA は被災したモンゴル国の脆弱な牧畜従事世帯に対して緊急食糧支援を行うことを目的に、JPF の助成金を得て、780 世帯に対して家畜収入が最も少ない時期を乗り切るための食糧（約 2 ヶ月分）を配付した。

(7) 日本：東日本大震災復興支援事業

2011 年 3 月から開始した東日本大震災被災者・復興支援事業は 6 年目となった。支援者を支援する、つなぐ（黒子に徹する）、人材を育てるという方針のもと、宮城県山元町及び福島県にて事業を実施した。ADRA が 2011 年 4 月から支援活動をおこなってきた山元町では、新しい街づくりが進み、常磐線も再開するなど、復興が進んでいる。社会福祉協議会が立ち上げた「やまもと復興応援センター」は場所を社協内に移したが、ADRA は生活相談員のアドバイザーという形で支援活動を継続した。集会所として使っていたトレーラーハウス（通称：オレンジハウス）は山元町内の花釜区と山元タイムに譲渡し、住民管理のもと、コミュニティセンターとして使われることとなった。このほ

か、足湯ボランティアの派遣やイベントのサポート等、被災者に寄り添う形で支援活動をおこなった。

福島県では「未来・夢・希望」をテーマに、福島県の若者が将来に夢や希望を持ち、それに向かうための力をはぐくむことを目的にした活動を実施してきた。しかし、相双地区のサテライト校が2017年3月で休校になることを受け、2016年度が最後の1年となった。特別な活動はおこなわなかったが、担当スタッフは現地に足を運び、話を聞き、寄り添う形で1年を終えた。

国内災害の1つとして、岩手県岩泉町における2016年台風10号豪雨災害被災者支援を開始したが、東日本大震災の被災地とかぶることもあり、東日本大震災被災者支援の一環として継続して支援活動をおこなうこととした。

(8) 日本：国内災害被災者支援、防災・減災啓発

2016年4月に熊本地震が発生。まず、熊本教会を拠点に熊本市内で物資支援、看護師による避難所巡回支援、5月中旬からは南阿蘇において福祉避難所支援、ゆあしす号によるサロン支援、仮設住宅集会所の物資支援等をおこなった。

2016年8月には、複数の台風襲来により川の増水、土砂崩れなど岩手県、北海道に大きな被害が発生した。現地からの要請に応じ、北海道富良野町に雑巾1,000枚、岩手県釜石市に雑巾300枚を発送した。三育学院大学の協力により学生ボランティアを派遣し、宮古市での泥だしも実施した。岩手県における台風被災地は東日本大震災の被災地とだぶっており、東日本大震災の復興半ばにして、台風10号による水害を受けるという状況になっている。

被災者支援活動を平時の取り組みとして、防災・減災啓発講演にスタッフを派遣。また、国内災害に係わる様々なネットワーク等との関係作りに努めた。

3) 国際協力を通し学生・社会人に対する国際人としての人材育成事業

大学との協働を通して、海外での実習やインターンの受け入れをおこなった。できるだけ多くのスタッフに講演機会を与え、国際協力に関する講演ができるようにスタッフの育成もおこなってきた。

4) 各国政府、国際機関、及び関連団体との情報交換、連絡調整、協力及び人材の派遣

ADRA Japanが所属している関連ネットワーク担当スタッフを決め、積極的にスタッフを派遣し、団体内での情報共有を促した。また、前年に引き続き、緊急人道支援の枠組みであるJPFには、事業部長がNGOの代表として運営に参画している他、国内災害担当者が国内災害関係の多くのネットワークの運営に参画し、国内災害における関係作りを強化している。

5) 国際協力に関する日本の社会への啓発と広報事業

国内において幼稚園・保育園といった低年齢の子どもたちに話すことも積極的におこなっている。小さい子どもだから理解できないと考えるのではなく、小さな子どもたちから小学生、中学生と段階的に話をしていくことが大切だと考えている。特に鎌倉市の平和推進事業には10年程前から協力しており、毎年鎌倉市の小学校で「国際協力」や「紛争地の子どもたち」の話をする機会が与えられている。また、地方の中学校の修学旅行における東京訪問時に ADRA Japan で国際協力に関する話を聞くことを希望する中学校もある。時間が許す限り、このような要望には応えていきたいと考えている。

4 事業の実施に関する事項

1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	実施期間	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)	事業実施概要	助成団体及び助成期間
開発途上国における支援の必要な人々への開発支援事業							
ネパール 形成外科医療チーム派遣事業	通年	カブレパラン チョーク郡バネ パ市	4人	手術を受けた患者：30人 患者家族：約150人 参加ボランティア：14人 ネパール人医療チーム：24人	4,956	口唇裂や口蓋裂、また火傷で耳を失ったりした患者30人に、形成外科手術を実施。ネパール人看護師のレベルアップを考え、日本人看護師のサポートのもと、術前術後の看護をおこなった。	
ネパール スポンサーシップ事業	通年	バクタプール郡、 カブレパラン チョーク郡	2人	学資支援：94人 学資・養育費支援：3人	2,224	経済的事情により通学困難な学童児への学資支援、及び孤児院で生活する学童児の学資・養育費支援をおこなった。支援者には成績表とクリスマスカードを届けた。	
ミャンマー 教育支援事業	2013/05 ～ 2019/03	ヤンゴン管区 カレン州	4人	<JPF事業> 小学校建設、学習設備、教育必需品の提供： 教師18人、児童335人、 学校運営委員会54人 <イオン事業> 小学校建設、学習設備、教育必需品の提供： 児童877人、教員46人	71,109	ジャパン・プラットフォームによる助成事業を6月に終え、イオンワンパーセントクラブによる助成事業を開始。ヤンゴン管区に1校、カレン州ラインブエタウンシップに6校の学校を建設。教師・児童への教育必需品を配付。教員研修、学校運営委員会の能力強化研修を実施した。	ジャパン・プラットフォーム 2015/5/8～2016/6/30 「ミャンマーカレン州における教育支援事業第3期」 イオンワンパーセントクラブ 「イオン教育支援事業」
ジンバブエ 教育環境改善事業	2017/02 ～ 2019/03	ミッドランド州 ゴクウェ・ノース 地区	3人	N/A	2,562	2年事業として助成金へ申請し、2017年3月から事業を開始した。2016年度は助成金への案件申請から事業開始の準備期間となった。	日本NGO連携無償資金協力 2017/3/1～2018/2/28 「ミッドランド州ゴクウェ・ノース地区における教育環境の改善事業」

ケニア 水衛生設備・衛生改善・食糧確保支援事業	事業実施のために助成金申請の準備をしていたが、助成金獲得の見込みがたらず、実施を断念した。						
ペルー 青少年支援事業	事業実施のために助成金申請の準備をしていたが、助成金獲得の見込みがたらず、実施を断念した。						
パラグアイ 地域保健改善事業	2015/03 ～ 2016/07	アスンシオン市 バニヤード・スール地区	3人	家庭保健ユニット強化・住民への啓発 保健推進員 60人、9つの診療所の対象住民約 50,000人 診療所の建設 診療所職員 8人、住民約 5,000人	18,392	家庭保健ユニットの能力強化により地域での保健活動を活性化することで健康状態を改善、住民の地域保健活動への参加を向上及び地域の保健関係団体との連携強化による保健活動の活性化・継続力の強化。 毎年、洪水被害にあった診療所を別の場所に建設。	日本 NGO 連携無償資金協力 2015/3/9～2016/6/30 「アスンシオン市バニヤード・スール地区における地域保健改善事業（フェーズ II）」
事業形成・評価事業		ネパール	2人		459	ネパール新規案件（小児保健事業）の調査、事業形成をおこなった。	
小規模支援事業		ネパール	2人		834	ネパール母子保健事業のフォローアップをおこなった。	
国内外の自然災害、飢餓及び戦争等による被災民や難民等への緊急支援事業、復興支援及び防災・減災事業							
アフガニスタン 教育環境整備支援事業	2016/04 ～ 2017/08	パーミヤン州中央郡及びヤカウラン郡	3人	児童・生徒：1,820人 学校の教師：30人 コミュニティ 6,429世帯（約 45,000人）	91,952	パーミヤン州中央郡およびヤカウラン郡に各1校の校舎・トイレ・給水設備等の建設。衛生教育、教員研修を実施した。	ジャパン・プラットフォーム 2016/4/1～2017/6/30 「パーミヤン州中央郡及びヤカウラン郡における教育環境整備事業」
エチオピア 南スーダン難民緊急人道支援	2014/01 ～ 継続中	ガンベラ州	4人	南スーダン難民： 延べ 171,297人	187,013	南スーダン国内の紛争は終結する兆しはなく、エチオピアに流出した難民を対象に、難民流入地点及び難民キャンプにおいて、水衛生分野を担当した。公衆トイレ、水浴び場、世帯別トイレ、手洗い場を設置、衛生啓発活動、清掃活動等の衛生環境改善事業をおこなった。	ジャパン・プラットフォーム 2016/1/1～2016/8/7 「エチオピアガンベラ州南スーダン難民テレキディキャンプにおける世帯別トイレ建設、衛生啓発事業」 2016/8/1～2016/12/31 「エチオピア テレキ

							ディ難民キャンプにおける世帯別トイレ建設、衛生啓発事業 2」 2017/1/1～2017/6/30 「エチオピアガンベラ州の難民キャンプと難民流入地点における水衛生事業」
レバノン等 シリア難民・避難民支援	2013/03 ～ 継続中	シリア周辺地域 レバノン 山岳レバノン県	4人	ノンフォーマル教育支援：4～12歳の学校に通えていないシリア難民およびイラク難民の子ども：252人 心のケアを含むレクリエーション活動：4～15歳のレバノン人、シリア難民およびイラク難民の子ども：506人 公立学校に通う子どもの学習支援：6～15歳の公立学校に通うシリア難民およびイラク難民の子ども：141人 教育と子どもの保護に係る啓発活動・コミュニティ活動：レバノン人、シリア難民及びイラク難民の家庭：673世帯 保護者支援活動：レバノン人、シリア難民及びイラク難民の子どもの保護者：534人 現金給付による越冬支援：レバノン人、シリア難民及びイラク難民の家庭：504世帯	83,941	レバノンに逃れているシリアやイラク難民の子どもたちを対象に学習教室を実施。教育支援とともにチャイルド・フレンドリー・スペースの提供による心のケア、難民と地元コミュニティの融和促進支援を実施、また、登記越冬支援として	ジャパン・プラットフォーム 2015/6/8～2016/5/15 「レバノンにおけるシリア難民に対する教育支援事業 第1期」 2016/5/16～2017/6/30 「レバノンにおけるシリア難民に対する教育支援事業 第2期」
ネパール 地震被災者支援事業	2015/12 ～ 2017/03	カブレ郡	4人	診療所を再建した4村の住民：13,860人	37,100	ネパール地震によって被災した4村の診療所を再建し、医療資機材の提供及び保険医療施設管理委員会の能力強化研修を実施した。	ジャパン・プラットフォーム 2015/12/16～2016/11/30 「カブレ郡ヘルスポスト再建事業」
イエメン 国内避難民支援事業	2015/12 ～ 継続中	アル・ジャウフ州 マアリブ州	4人	食糧配付：9,900世帯 栄養補助食料配付：栄養不良乳幼児2,000人	235,184	内戦の長期化により人道危機に陥っている国内避難民と脆弱な住民に対して、食糧、衛生キットを配付、栄養不	ジャパン・プラットフォーム 2016/3/8～2016/11/30 「イエメン共和国の国

				衛生キット配付：2,900 世帯 給水支援：3,600 世帯		良乳幼児に対して家庭用栄養補助食材を配付。また、給水支援もおこなった。	内避難民と脆弱住民に対する食糧・栄養・給水支援事業 2016/12/1～2017/6/15 「イエメン共和国の国内避難民と脆弱住民に対する食糧・栄養・衛生・給水支援事業」
モンゴル 雪害被災者支援事業	2016/04 ～ 2016/06	バヤンホンゴル 県	3 人	雪害被災の小規模牧畜従事 世帯：780 世帯	8,912	雪害により被災した小規模牧畜従事世帯に対し、家畜収入が最も少ない時期を乗り切るため食料（約 2 か月分）を配付した。	ジャパン・プラットフォーム 2016/4/12～2016/6/20 「モンゴル国雪害被災者への緊急食糧支援事業」
東日本 復興支援事業（宮城）	2011/03 ～ 継続中	宮城県亘理郡山 元町 岩手県岩泉町	3 人	コミュニティ・イベント支 援：2 回 足湯：1 回（10 人） ゆあしす号による活動サ ポート：14 回（132 人）	13,739	宮城県亘理郡山元町における生活相談員のアドバイザーとして協力。オレンジハウスを寄贈。足湯やイベント等のコミュニティ支援をおこなった。ゆあしす号を使った岩手県岩泉町でのサロン活動の支援を開始した。	
東日本 復興支援事業（福島）	2012/02 ～ 2017/03	福島県	1 人		2,420	サテライト校が 2017 年 3 月に休校するまで交流を通して見守りを続けた。	ユニクロ復興応援プロジェクト
国内災害（日本） 災害被災者支援 防災・減災啓発	通年	全国各地	4 人	熊本地震被災者 台風 10 号、16 号被災地 防災・減災啓発講演：30 回	21,375	熊本地震被災者支援にはスタッフを派遣し、物資支援、福祉避難所支援を実施。台風 10 号、16 号による水害被災地には雑巾送付。また防災・減災啓発活動のため多方面との調整、会合等への参加、防災セミナーへの講師派遣もおこなった。 また、東日本大震災の経験を踏まえ、大規模国内災害に取り組むための関係機関と連携をしている。	
緊急支援事業の調査、資金支援等	通年		3 人	エクアドル地震被災者支援	325	エクアドル地震被災者支援 世界各地で発生した自然災害の被災者支援に対応すべく ADRA ネットワークでの調整	

国際協力を通し学生・社会人に対する国際人としての人材育成事業							
大学との協働	通年	ネパール	3人	三育学院大学海外看護実習 参加者：5人 地域住民	399	三育学院大学の国際看護実習の実習先であるネパールにて医療施設、日本大使館等を訪問して国際協力、保健医療の現状について学ぶことに協力した。	
インターン受入	通年	日本	6人	事業部インターン：2人 マーケティング部：5人	1,023	インターンを受入れ、事務作業や事業運営に携わってもらった。	
講師派遣	通年	日本	11人	高校・大学・シンポジウム、 講演会等：19回（1,469人）	490	高校や大学、及びシンポジウム・研修会・講演会等に講師としてスタッフを派遣した。	
各国政府、国際機関、及び関連団体との情報交換、連絡調整、協力及び人材の派遣							
関係団体との連携	通年	日本	5人		916	JPFやGII/IDI、JNNEといったNGOのネットワークに積極的に参加し、情報交換、事業間の調整等をおこなった。	
国際協力に関する日本の社会への啓発と広報事業							
事業視察	事業実施にいたらなかった						
イベントへの参加	通年	日本国内	10人	イベント参加1回 ブース来訪者多数	117	グローバルフェスタ JAPAN に出展した。	
事業報告会	通年	日本国内	5人	全国各地 38回（1,214人）	280	ADRA Japan 事務局での事業報告のほか、各地の SDA 教会や医療機関等で報告会を実施した。	
小・中学校訪問・受け入れ	通年	日本国内	12人	幼稚園・小・中学校： 19校（1,387人）	435	教育機関の国際理解・平和教育等の授業へスタッフを派遣し、講演をおこなった。	

以上